

<児童手当制度改正に係る手順フロー>

現在、中学生までの児童について、館林市から児童手当を受給中である

はい

高校生年代の児童を養育している。

はい

18歳に到達した年度末を経過してから22歳に到達した年度末までの児童を養育しており、その児童を含めると第3子となる高校生以下の児童がいる。

はい

増額手続が必要
 (「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要)

いいえ

手続不要

いいえ

18歳に到達した年度末を経過してから22歳に到達した年度末までの児童を養育しており、その児童を含めると第3子となる高校生以下の児童がいる。

はい

増額手続が必要
 (「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要)

いいえ

手続不要

いいえ

児童の父母のうち、所得の高いかたが公務員である。

はい

勤務先に
確認してください。

いいえ

父母のうち所得の高いほうのかたの住民票は館林市にある。

はい

18歳に到達した年度末を経過してから22歳に到達した年度末までの児童を養育しており、その児童を含めると第3子となる高校生以下の児童がいる。

はい

新規申請が必要
 (「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要)

いいえ

所得の高いほうのかたの
住所地に確認してください。

いいえ

新規申請が必要
 (「認定請求書」が必要)
 ※対象児童が別居している場合は「別居監護申立書」をあわせて提出してください。